

# 松山市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの概要

## 事業計画について(P1:中間見直しの該当ページ。以下同じ)

- ・松山市子ども・子育て支援事業計画…子ども・子育て支援法第61条に基づく行政計画。5年(平成27年度～平成31年度)を1期としている。
- ・計画策定時に市内の子育て世帯(0～9歳の子どもがいる1万世帯)にニーズ調査を実施。
- ・ニーズ調査の結果と本市の現状(平成25年度実績等)を踏まえて、幼児期の教育及び乳幼児期の保育(教育・保育施設の定員)と地域子ども・子育て支援事業(法定の13事業※)について、「量の見込み」(ニーズ量)を定め、「量の見込み」に応じた「確保の内容(教育・保育施設の定員等)」を5か年度で段階的に設定。

### 【事業計画の全体イメージ】

25・26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
・ニーズ調査を実施 ・計画策定	・当初設定した「量の見込み」と「確保の内容」に基づき事業実施		・中間年度で見直し	・見直し後に設定した「量の見込み」と「確保の内容」に基づき事業実施	

※法定13事業: ①利用者支援事業、②延長保育事業、③放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、④子育て短期支援事業、⑤乳児家庭全戸訪問事業、⑥養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業、⑦地域子育て支援拠点事業、⑧一時預かり事業、⑨病児・病後児保育事業、⑩ファミリー・サポート・センター事業、⑪妊婦一般健康診査事業、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な事業者の能力活用・参入促進事業(事業計画策定後に事業名称変更)

## 中間見直しについて(P1)

- ・「松山市子ども・子育て会議」で、毎年度計画の点検・評価を実施。計画と実績にかい離がある場合、計画の中間年度(平成29年度)に見直しを実施することとしている。
- ・内閣府事務連絡「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方(作業の手引き)」に沿って、「量の見込み」の見直しを検討した。

## 量の見込みの見直し方針(P1)

平成28年4月1日を基準とした実績値と計画で設定した「量の見込み」の数値を比較して…

	教育・保育(幼稚園・保育所等)	地域子ども・子育て支援事業(13事業)
10%以上のかい離	原則として見直し	原則として見直し
10%未満のかい離	見直しの対象としない	見直しの対象としない

- ・「第4章 施策の展開」にある約190の事業(目標値等無し)については、今回の見直しの対象とはせずに、各年度の点検・評価を行う際に、直近の事業内容等を確認。
- ・「松山市子ども・子育て会議」での審議を経て、中間見直しをとりまとめた。

## ○子どもと子育て家庭を取り巻く現状(P2~8)

- ・平成27年度実施の国勢調査の結果から、近年の人口動態の状況(出生数と年少人口の推移や合計特殊出生率、就業率)を確認し、平成30年以降の児童数の推計値を見直した。

### 【見直し前後の児童人口】

(単位:人)

	30年		31年		31年	
	0-5歳	6-11歳	0-5歳	6-11歳	0-5歳	6-11歳
見直し前	53,505	25,943	27,562	53,160	25,724	27,436
見直し後	52,959(-546)	25,382(-561)	27,577(+15)	52,483(-677)	25,064(-660)	27,419(-17)

※H17-29年の各4月1日の住民基本台帳の人口をコーホート法で推計

## 中間見直しの内容(P10~41)

### ○幼児期の教育及び乳幼児期の保育の充実(P10~27)

#### 「量の見込み」

- ・「作業の手引き」の内容を基本としつつ、松山市の実情とも照らし合わせて見直した。
- ・設定した提供区域・支給認定区分ごとの平成28年4月1日時点の実績値と計画の「量の見込み」を比較し、10%以上のかい離があった部分だけでなく、全体の整合性を保つため、すべての提供区域・支給認定区分を見直しの対象とした。
- ・新たに推計した平成30・31年の推計児童人口に、最近の教育・保育の利用状況を反映することで、「量の見込み」を算出することにした。

#### 提供区域

- ①中心部: 番町、八坂、東雲、素鷺、雄郡、新玉、味酒、清水
- ②北東部: 湯山、日浦、五明、伊台、道後
- ③東部: 久米、小野、桑原
- ④南部: 石井、浮穴、荏原、坂本
- ⑤西部: 余土、垣生、生石、味生
- ⑥北西部: 宮前、三津浜、高浜、由良、泊
- ⑦北部: 和気、潮見、堀江、久枝
- ⑧北条: 浅海、立岩、難波、正岡、北条、河野、粟井
- ⑨中島: 睦野、東中島、西中島、神和

支給認定区分	備考
1号認定	子どもが3歳以上で、教育を希望する場合
2号認定	子どもが3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合
3号認定	子どもが3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合

#### 「確保の内容」

- ・各施設の意向調査結果を踏まえながら、国の方針に基づき、段階的に利用定員を確保することにした。
- ・平成28年度に新たに創設された、企業主導型保育事業で、施設全体の50%までが地域枠として設定できることから、地域枠を設定している場合には、定員の50%分を新たに「確保の内容」に加えた。

### ○地域子ども・子育て支援事業の充実(P28~41)

#### ◇見直しの対象とした事業

以下の事業について、「量の見込み」を見直し、新たな「量の見込み」「確保の内容」を設定。

- ①利用者支援事業(P29) ⇒ 「量の見込み」は現状維持。確保できていない部分の確保を最優先。
- ②延長保育事業(P30~33) ⇒ 保育ニーズの変化により、「量の見込み」が増加する区域は増加、減少する区域は、現状維持とし、対応できる確保体制を設定。
- ③一時預かり事業(P34~38) ⇒ 保育ニーズの変化により、「量の見込み」が増加する区域は増加、減少する区域は、現状維持とし、対応できる確保体制を設定。
- ④病児・病後児保育事業(P39) ⇒ 過去の実績から「量の見込み」を増加させ、対応できる確保体制を設定。

#### ◇新たに「量の見込み」を設定する事業

以下の事業について、新たに「量の見込み」「確保の内容」を設定。

- ⑤実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑥多様な事業者の参入促進・能力活用事業(P40~41)

⇒過去の実績から「量の見込み」「確保の内容」を設定。